

## 今回（第3次）の学校安全の推進に関する中教審答申について

令和4年2月7日答申

拓殖大学名誉教授 山下 省蔵

### 1. これまでの取組と課題

2008年の学校保健法の一部改正により学校保健安全法が施行され、国は2012年度からの5年間を期間とする「学校安全の推進に関する計画」（「第1次計画」）、2017年度からの5年間を期間とする「第2次計画」を策定して、学校安全の推進に取り組んできた。

第1次計画では、東日本大震災の教訓を踏まえて、児童生徒が主体的に行動できる態度の育成をめざして、学校教育活動において実践的な安全教育を推進し、自然災害による被害を防止するために地域の特性を踏まえた学校施設の整備や防災マニュアルの整備等を推進してきた。

第2次計画では、児童生徒の様々な安全上の課題に対し、管理職のリーダーシップの下、学校教育活動全体を通じた取組を実施し、その取組を評価・検証して、学校安全計画や危機管理マニュアルを改善して充実を図り、学校安全の推進に努めてきた。

これまでの安全教育に関しては、今期の学習指導要領の改訂を踏まえ、カリキュラム・マネジメントの確立を通して、系統的・体系的で実践的な安全に関する教育の推進が求められてきた。また、安全管理としては、定期的な学校施設・設備の安全点検、防犯・交通安全・防災等の視点から通学路の点検を行うとともに、事故等の未然防止や発生後の調査・検証、再発防止のための取組の充実などが求められてきた。

### 2. 第3次の学校安全の推進について

2022年（令和4年）度からの5年間を計画期間とする「第3次学校安全の推進に関する計

画」では次の課題が指摘されている。

- ① これまで様々なマニュアルが整備されてきたが、実効的な取組に結びついていない。
- ② 地域、学校設置者、各学校、教職員間で安全の取組内容やその意識に差異が見られる。
- ③ 東日本大震災等の災害の記憶を風化させずに、今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を進めていく必要がある。
- ④ 学校安全の中核となる教職員の役割やそのための研修の充実が求められる。
- ⑤ 学校安全に関する、情報や研究成果が各学校で十分に活用されていない。

これらの指摘事項を踏まえて、各学校及び学校設置者の取組がより実効的なものとなるよう、学校安全計画や危機管理マニュアルの計画的な見直しが求められると指摘している。

第3次答申では、学校設置者に対する要件もまとめられているが、ここでは学校現場に関する要件を中心に整理して、以下記述する。

#### (1) 施策の基本的な方向性について

これまでの取組や課題を踏まえ、これからの計画期間において取り組むべき施策の基本的な方向性は、次のように示されている。

- ① 学校安全計画や危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高めること。
- ② 地域と密接に連携・協働し、児童生徒の視点も加えた安全対策を推進すること。
- ③ それぞれの学校種における実践的・実効的な安全教育を推進すること。
- ④ 設定されている地域の災害リスクを踏まえた

実践的な防災教育及び訓練を実施すること。

⑤ 各学校の事故情報や取組状況などのデータを活用し、学校安全を「見える化」すること。

⑥ 学校安全に関する意識の向上に努め、学校における安全文化の醸成を推進すること。

(2) 学校安全を推進するための方策

1) 学校経営における学校安全の位置付け

学校安全に関わる活動を校内全体として行うためには、安全教育・安全管理を担当する教職員にその重要性や進め方について共通理解されていることが必須である。

そこで各学校では、校長のリーダーシップの下、学校安全計画に基づく学校全体としての活動や適切な役割分担に基づく事故・災害等発生時の対応が適切にできるような、校内体制が整えられていることが求められる。

そのためには、校長が学校安全を学校経営に明確に位置付け、その安全計画に基づく組織的・計画的な活動が進められるように、校内安全委員会を設置し、学校安全に関する適切な役割分担と共通理解に基づく校内体制の確立が求められている。

2) 学校安全計画に基づく実践的な取組内容の充実

学校安全計画には、各学校の施設及び設備の安全点検手法、通学を含めた学校生活及びその他の日常生活における安全に関する指導内容及びそのための教職員の研修方法など、安全に関する事項をすべて記載すること。

第1次計画及び第2次計画では、学校安全計画を実施するに当たって、内容や手段、学校内の取組が適切であったかなど、定期的に取組状況を振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが重要であり、計画、実行、評価、改善(PDCA)サイクルを確立していく中で、より効果的な学校安全活動の充実が期待されている。

また、セーフティプロモーションスクール(防災・減災教育モデル校)の考え方も参考と

し、学校医等の積極的な参画を得ながら、学校種や児童生徒の発達段階に応じた学校安全計画自体の見直しを含むPDCAサイクルの確立が求められている。

3) 危機管理マニュアルに基づく取組の充実

全ての学校において、児童生徒の安全の確保を図るため、危険等発生時において学校の教職員が取るべき措置の具体的内容及び手順を定めた危機管理マニュアルを作成する必要がある。

危機管理マニュアルは、学校を取り巻く地域の自然的・社会的環境によって、児童生徒や教職員の生命や心身に重大な影響を及ぼす危機事象を想定して作成する。

また、危機管理マニュアルの作成後は、学校を取り巻く状況の変化を踏まえて、学校で実施した訓練等の検証結果や他校で発生した事故や災害事例の教訓及び他校の先進的な取組事例なども参考にして、常に実践的な対応ができるような改善充実を図ることを求めている。

4) 学校における人的体制の整備

各学校においては、学校安全計画を適切に立案し実行するには、校務分掌に学校安全に係る業務を位置付けて、担当教諭を配置する。

なお校務分掌の役割分担については、学校における働き方改革の観点等も踏まえ、一部の教職員に業務が偏ることのないように十分配慮する必要がある。

5) 学校安全に関する校長・教職員の研修及び訓練の充実

各学校においては、学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しを実効的に行われるよう、最新の情勢を踏まえた校内研修の実施を求めている。例えば、「教職員支援機構」のホームページから校内研修向けの「学校安全」の教材として、「教職員のための学校安全e-ラーニング」、「学校安全推進のための教職員向け研修・訓練実践事例集」等を活用する校内研修の実施を求めている。

### 3. 家庭や地域との連携・協働による学校安全の推進

#### (1) 家庭、地域との連携・協働の推進

登下校の見守りをはじめとする児童生徒を取り巻く学校安全上の課題に、学校設置者や教職員がその全てを担うことは困難である。

特に、平素からの学校と家庭・地域との関係づくりが非常時に児童生徒の命や安全を守ることにつながることからも、家庭や地域との連携・協働の推進が不可欠である。

例えば、学校での安全点検や児童生徒の見守り活動、学校の所在する自治体における通学路の交通安全の確保などについて、PTA等の参画を推進するなど、児童生徒や保護者の視点からの取組を推進する必要がある。

#### (2) 関係機関との連携による安全対策の推進

安全対策を推進するには、定期的な学校施設・設備の安全点検はもとより、防犯・交通安全・防災の視点から通学路の安全点検などを行う。また、事故等の未然防止や発生後の調査・検証、再発防止のための取組・充実も図っていく。

さらに、安全上の課題が複雑化・多様化する中で、家庭・地域・関係機関等との連携・協働を一層推進していくことが求められる。

通学時の安全は、交通安全の観点や犯罪被害防止という生活安全の観点及び災害発生時の災害安全の観点からの対策が必要である。

これらの取組とともに、発達段階に応じて、児童生徒が通学中の様々な状況に対応する力を身に付けさせることも重要である。特に、自転車利用時において児童生徒が事故の被害者にも加害者にもなることのないよう、自転車の安全利用の推進に取り組むことを求めている。

### 4. 学校における安全に関する教育の充実

災害発生時の教職員の第一義的な役割は、児童生徒の安全確保とともに、児童生徒の安否確認と学校教育活動の早期正常化に取り組むことであり、避難所の運営については、一義的には市

町村の防災担当部局等が責任を負うものである。

各学校では、新学習指導要領において重視しているカリキュラム・マネジメントの考え方を生かしながら、児童生徒や学校、地域の実態及び児童生徒の発達段階を考慮して、学校の特色を生かした安全教育の目標や指導の重点を設定し、教育課程を編成・実施していくことが重要である。そこで各学校においては、管理職と教職員の共通理解を図りながら、安全教育を積極的に推進することが求められる。

#### (1) 安全教育に係る時間の確保

安全教育については、児童生徒がいかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活を実現するために、主体的に行動できる態度を育成し、さらに東日本大震災等の教訓も踏まえ、児童生徒が主体的に危険を予測し、回避できる能力の育成が求められている。

そのため新学習指導要領においては、各学校における安全教育が保健体育をはじめ関連する教科等で体系的に実施するとともに、その指導の充実が図られるように、各学校には学校安全計画に安全教育を指導する時間を適切に設けて、安全教育指導の強化を求めている。

#### (2) 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育を充実させる

日本国内では、いかなる場所においても大きな地震が起こり得るとされ、予期せぬ地震の発生に対する対応力が必要となる。

特に首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害の発生が懸念されているだけでなく、近年は気候変動等の影響を受けた豪雨や台風による河川の氾濫、土砂崩れなどの気象災害の激甚化・頻発化、さらには火山災害なども懸念されている。各学校においては、所在地の最新のハザードマップなどを活用して、事前防災の体制強化及び実践的な防災教育の推進が喫緊の課題であるとしている。

防災教育は、単に生命を守る技術の教育とし

て狭く捉えるのではなく、どのように児童生徒の資質・能力を育成するかという視点から防災教育を強化する必要がある。

防災教育には、災害時に自分と周囲の人の命を守ることができるようになるという効果とともに、児童生徒の主体性や社会性、郷土愛や地域を担う意識を育むことも期待される。

地域と学校が連携して防災教育に取り組むことは、地域の人々との交流を図り、地域の防災力を高める効果も期待できる。

このことは、「社会に開かれた教育課程」の実現を図る視点からも、地域の防災関係者などの助力を得ることも重要である。

また、避難訓練を想定した場合、例えば大地震の発生を想定した訓練では、余震等を想定した訓練とし、停電の発生により校内放送が使用できない訓練や悪天候時や揺れの渦中で校庭に移動する場合など、合理的ではない行動を想定した訓練も実施して、学校現場における避難訓練を現実的にできるだけ起こりうるあらゆる事象を想定して実施することを求めている。

災害の発生が学校の教育活動中ではない場合も想定し、児童生徒が様々な場所にいた時でも、自らの判断で安全に対処できる力を身に付けさせる必要がある。そのためには、学校安全教育で身に付けた力をどんな時でも発揮し行動できるように避難訓練を位置付け、訓練を通して児童生徒が自らの行動を振り返り、課題を見付け改善を図る課題解決の学習の流れとなるように意図的かつ計画的に実施し、より実効性のある訓練となるように、見直しを求めている。

### (3) 学校における安全管理の取組

新学習指導要領においては、「社会に開かれた教育課程」の実現を図ることが求められており、安全教育の推進については、各学校の安全委員会や運営協議会制度などを活用し、地域との連携強化を一層推進するように求めている。

#### ① 現代的課題への対応

今回の答申では、諸課題に対応して求められる資質・能力の一つとして「安全に関する力」の育成が挙げられ、教科等において横断的に実施する必要があるとしている。

また、各学校において、「新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル」の作成や GIGA スクール構想の実現にあたっては、児童生徒に ID・パスワードの適切な管理について指導するとともに、情報モラルやサイバーセキュリティに関する教育の一層の充実も求めている。

さらに SNS に起因するプライバシー侵害に関連する犯罪や性犯罪への対策についても、現代的な課題として、安全教育の中で柔軟に扱うことが示されている。

#### ② 学校における安全点検

学校の施設・設備などの安全点検については、学校保健安全法施行規則第 28 条第 1 項において、「毎学期 1 回以上、児童生徒が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に点検を行わなければならない」と規定されていることを教職員に周知させる必要がある。

#### ③ 「ヒヤリハット」の事例を活用する

事故等の再発防止には、過去からの事例に学ぶ必要があり、学校管理下における重大事故につながりかねない「ヒヤリハット」の事例や他校で起きた事例などを校内研修に取り入れ、事故発生を未然に防ぐよう努める必要がある。

さらに事故等の防止に必要な活動は、学校安全計画や危機管理マニュアルに記載し、計画的な研修・訓練に生かすようにする。

#### ④ 学校管理下の事故等の検証と再発防止

学校の管理下において事件・事故が発生した際、学校は生徒の生命と健康を最優先に迅速かつ適切に対応し、発生原因の究明や安全対策を再検証するとともに、生徒に対する心のケアや保護者への適切な対応に努め、再発防止の取組が求められるとまとめている。